

官報

号外 昭和三十五年十二月二十日

第三十七回 衆議院會議録 第九号

昭和三十五年十二月二十日(火曜日)

議事日程 第八号

昭和三十五年十二月二十日

午後一時開議

第一 公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案(内閣提出)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

四国地方開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後三時五分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案を議題といたします。

公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案

右 国会に提出する。

昭和三十五年十二月十四日 内閣総理大臣 池田 勇人

公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案

国は、昭和三十六年度又は昭和三十七年度における公立の中学校の不正常授業を避けるため、義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。)に規定するもののほか、昭和三十五年及び昭和三十六年度にお

て校舎の新築又は増築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)を行なう場合において、これに要する経費について、法第三条第一項第二号に掲げる経費の例により、その一部を負担する。この場合において、工事費については、法第五条第一項の規定にかかわらず、生徒一人当たりの基準坪数に昭和三十七年五月一日において当該学校に収容される予定の生徒の数を乗じて得た坪数から当該新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降九月三十日までに行なわれた場合においては、当該学校の統合が行なわれた日の属する月の翌月の一日)の保有坪数を控除して得た坪数を当該工事費の算定の基礎となる坪数とすることができ

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長濱野清吾君。
〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔濱野清吾君登壇〕

○濱野清吾君 ただいま議題となりました内閣提出の公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。公立中学校において現に発生している不正常授業は、現行法によつて一応解消できるように措置されており、近いうちに将来生徒数の急増に伴つて発生を予想される不正常授業、すなわち、昭和三十六、七年度において生ずる不足教室の整備に対しても適宜の措置を講ずる必要を認め、本案が提出されたものであります。

附則
1 この法律は、公布の日から起算し、昭和三十五年度分の国庫負担金から適用する。
2 この法律は、昭和三十七年三月三十一日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定があつた国庫負担金については、同日後もなおその効力を有する。

理由

昭和三十六年度又は昭和三十七年度における公立の中学校の不正常授業を避けるための校舎の新築又は増築に要する経費に係る国庫負担について、特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三、右に関する経費の種目、基準坪数、建築単価等の必要事項は、現行の義務教育諸学校施設費国庫負担法の規定によること。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

ナイジェリア連邦及びコンゴの独立に伴い、それらの国に置かれていた在外公館の種類を変更するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の支給額を設定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

總理府設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十五年十二月十七日

内閣總理大臣 池田 勇人

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中皇居造営審議會の項を削り、同和对策審議會の項の次に次のように加える。

公營競技調査会	内閣總理大臣の諮問に 応じて競馬、競輪、小 型自動車競走及びモト ターボボート競走に関 する現行制度に検討を加 え、関係諸問題を調査 審議すること。
---------	--

附則第四項中「皇居造営審議會は昭和三十五年三月三十一日まで」を削り、「固定資産評価制度調査会は昭和三十六年三月三十一日まで」

昭和三十五年十二月二十日 衆議院會議録第九号

の下に「公營競技調査会は昭和三十六年九月三十日まで」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

競馬、競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走に関する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査審議するため、總理府に公營競技調査会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長久野忠治君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔久野忠治君登壇〕

○久野忠治君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案は、さきに独立したナイジェリア連邦及びコンゴ共和国にある各領事館をそれぞれ大使館に昇格させるとともに、これらの在外公館に勤務する職員に在勤俸の額を定めようとするものであります。次に、總理府設置法の一部を改正する法律案は、内閣總理大臣の諮問に

応じて公營競技に関する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査審議させるため、その存続期間を明年九月三十日までとする公營競技調査会を總理府の付属機関として設置することとし、公

布の日からこれを施行しようとするものであります。なお、皇居造営審議會は、その任務を完了し、その存続期間も終了しましたので、これに関する規定を削除することにいたしました。

以上二法案は、それぞれ十二月十四日並びに十七日本委員会に付託され、十二月十四日並びに本日政府より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたしましたところ、二法案はいずれも全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、法務委員長提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十五年十二月二十日

提出者 法務委員長 池田 清志

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二万七千人」を「二万四十三人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

裁判所における定員外職員の処遇の改善を図るため、二箇月以内の期間を定めて雇用されている者の定数の一部を裁判官以外の裁判所の職員の員数に組み入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨を明を許します。法務委員長池田清志君。

池田清志君登壇

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

池田清志君 ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、国会法第五十条の二により法務委員会が提案し、提出いたしましたのであります。その趣旨は、従来、裁判所におきましては、二ヵ月以内の期間を定めて雇用される定員外の常勤職員が相当数勤務しているものであります。が、これら職員の中には、その従事する職務の内容その他につき定員内の職員との間には格別の差を認めたいものがあるにもかかわらず、これらはすべて裁判所職員定員法による定員の外に置かれていたのであります。

今国会におきまして、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案が政府より提出せられ、その審議に際し、定員外職員の定員化を行なうこととなりましたことは、御承知の通りであります。よって、これに対応して定員外職員の定数の一部を裁判所職員定員法による裁判所の職員の員数に組み入れることが適当であると考えられます。

で、本案においては裁判所の職員の員数を二十六人増加することといたしました。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ諸君の御賛成をお願いいたします。

議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和三十五年十二月二十日 衆議院會議録第九号 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案外二案

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

右

内閣総理大臣 池田 勇人

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律
食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条ノ二中「額ハ通シテ最高四千四百億円トス」を「限度額ニ付テハ予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ經ベシ」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

食糧管理特別会計の運営の円滑化を図るため、食糧証券等の限度額を、予算をもつて、国会の議決を経ることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和三十五年十二月十二日
内閣総理大臣 池田 勇人

産業投資特別会計法の一部を改正する法律

産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「附則第十三項」を「附則第十三項及び第十四項」に改める。

第三条中「及び附則第十三項」を「並びに附則第十三項及び第十四項」に改める。

附則第十四項以下を一項ずつ繰り下げ、第十三項の次に次の一項を加える。
14 政府は、昭和三十五年度において、一般会計から、百二十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

産業投資特別会計の投資の財源の一部に充てるため、昭和三十五年度において、一般会計からこの会計に繰入金をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和三十五年十二月十二日
内閣総理大臣 池田 勇人

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百五十八億円」を「五百八十三億円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額

する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長足立篤郎君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔足立篤郎君登壇〕

○足立篤郎君 ただいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、食糧管理特別会計において食糧の買入れ代金等の支払いに充てるため証券の発行、借入金及び一時借入金をすることができ金額の限度額は最高四千四百億円と定められておるのであり、この食糧証券等の限度額と食糧の買入れ代金等の予算とは密接な関係を持つものでありますので、他の会計の例等にもかんがみ、今後この食糧証券等の限度額は予算をもつて国会の議決をすることに改めようとするものであります。なお、この限度額につきましては、今回の予算補正におきまして、本年度は五千億円で引き上げることとしております。

次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知の通り、産業投資特別会計に對し、昭和三十五年度当初予算におきましては二百六十億円の投資を行なう

こととしたしておたのであります。しかるに、その後における日本輸出入銀行及び商工組合中央金庫の資金繰りの変動等にかんがみ、一般会計から百二十億円を限りこの会計に繰り入れることとしたそうとするものであります。

以上の両法律案につきましては、審議の結果、本二十日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、資本金を百二十五億円増加して五百八十三億円としようとするものであります。

日本輸出入銀行は、かねて資金需要の累増と、それに対する資金量の不足が問題となつておりましたが、わが国の輸出振興の急務である点にかんがみ、今回資本金を増加することといたしておるものであります。

本法律案は、本日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、起立多数をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。

右三案のうち、まず、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案を委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本家の委員長報告は可決であり、本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。
昭和三十五年十二月十三日
内閣総理大臣 池田 勇人

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条ノ五の次に次の一条を加える。

第六条ノ六 商工組合中央金庫ノ資本金ヲ二十億円増加シ之ヲ二十万口ニ分チ一口ノ金額ヲ百円トス

第八條ノ五の次に次の一条を加える。

第八條ノ六 政府ハ第六條ノ六ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為二十億円ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 中小企業に対する金融の現状にかんがみ、商工組合中央金庫に対する政府出資を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長中川俊思君。

〔報告書は会議録に掲載〕

〔中川俊思君登壇〕

○中川俊思君 ただいま議題となりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御承知の通り、商工組合中央金庫は、中小企業者の団体の系統金融機関として、中小企業金融の円滑化に重要な役割を果たしておりますが、最近における中小企業の体質改善の緊要性によって、その使命はますます重大となつております。

本改正案は、このような情勢にかんがみ、中小企業者の金利負担軽減の要請及び当面の年末資金の需要にこたえるべく、商工組合中央金庫に対する政府出資を増額しようとして提案されたものであります。その内容は、産業投資特別会計から新たに二十億円を同金庫に對し出資することとしたものであります。なお、この出資によって、同金庫の貸出金利は平均年三厘の引き下げが可能となります。

本案は、十二月十三日当委員会に付託され、翌十四日稚名通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、十六日より質疑に入り、二十日質疑を終了し、引き続き採決に付したところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

四国地方開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、四国地方開発促進法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

四国地方開発促進法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。
昭和三十五年十二月二十日
内閣総理大臣 池田 勇人

四国地方開発促進法の一部を改正する法律

四国地方開発促進法(昭和三十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十二條の見出しを「地方財政再建促進特別措置法の特例」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の財政再建団体に係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七條及びこれに基づく政令に規定する事業に該当するものうち、自治大臣が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に

係る国の負担割合は、政令で定めるところにより、当該県が財政再建団体である間に限り、通常の国の負担割合の百分の百二十とする。ただし、当該財政再建団体の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該財政再建団体の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

本則中第十二條の次に次の一条を加える。

(財政再建団体以外の県に関する特例)

第十三條 前條第一項の財政再建団体以外の県で内閣総理大臣が当該県の財政の状況を勘案して指定するものに係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七條及びこれに基づく政令に規定する事業に相当するものうち、自治大臣が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国の負担割合は、政令で定めるところにより、通常の国の負担割合の百分の百二十以内において政令で定める割合とする。ただし、当該県の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該県の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

附則 附則中第二項を削り、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則

2 この法律による改正後の四国地方開発促進法第十二条第三項及び第十三条の規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

四国地方における資源の総合開発を促進するため、四国地方開発促進計画に基づく一定の事業に要する経費に係る国の負担割合を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。国土総合開発特別委員長辻寛一君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔辻寛一君登壇〕

○辻寛一君 たいま議題となりました四国地方開発促進法の一部を改正する法律案につきまして、国土総合開発特別委員会における審議の経過及びその結果について御報告申し上げます。本案は、本年四月二十八日から施行となっており、四国地方開発促進法の一部を改正して、開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費にかかる国の負担または補助の割合を引き上げることにより、今後一そう同地方の開発事業を促進せんとするものであります。

その要旨は、四国地方開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費にかかる国の負担割合は、財政再建団体については、通常の国の負担

割合より二割引き上げることとし、財政再建団体ではないが、これらの県のうち内閣総理大臣が当該県の財政を勘案して指定する県に対しては、通常の国の負担割合の二割以内において政令で定める割合だけ引き上げるものとし、なお、附則において、これらの規定の適用に關する経過措置を規定したております。

本案は、本日日本委員会に付託され、政府より提案理由の説明を聴取し、審査を進めたのでありますが、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案にかゝる、この法律の施行の際現に地方財政再建特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行なっているいわゆる準用団体である県にあつては、開発促進計画に基づく事業にかゝる国の負担割合等について財政再建団体に準じた扱いをする内容の修正案を全会一致をもって可決、次いで、修正部分を除いた原案をこれまた全会一致をもって可決し、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

四国地方開発促進法の一部を改正する法律案に対する修正案
四国地方開発促進法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第二項中「第十二条第三項」の下に(前項において準用する場合を含む。)を加え、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 四国地方開発促進計画に基づく事業を実施する県でこの法律の施行の際現に地方財政再建特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第二十二條第二項の規定により財政の再建を行なうものについては、当該県が同法同条同項の規定により財政の再建を行なう間に限り、この法律による改正後の四国地方開発促進法第十三條の規定にかかわらず、地方財政再建促進特別措置法第十七條及びこれに基づく政令、第二十條並びに第二十一條第一項及び第二項並びにこの法律による改正後の四国地方開発促進法第十二條第三項の規定を準用する。

本修正の結果必要とする経費は、約八千万円の見込である。
○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長の報告は修正であり、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
(議院運営委員長提出)
○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。
○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられませんでした。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
提出者 議院運営委員長 小平 久雄
昭和三十五年十二月二十日

2 改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律の規定に基づいて昭和三十五年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に国会議員の秘書に支払われた給与は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

理由

特別職の職員に例により国会議員の秘書の給料を増額し、かつ、災害補償制度を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費は、年間約六千二百一十四千円である。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長理事天野公義君。
〔天野公義君登壇〕
○天野公義君 たいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。本案は、今般特別職の職員に給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額二万四千四百円を三万円に本年十月一日から増額改定するものであります。また、さきの国会において特別職の職員に公務上の災害に対する補償制度が改定されましたので、国会議員の秘書についても、公務上の災害に対する補償制度を両議院の議長において定めることとするものであります。

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の改正規定は、昭和三十一年十月一日から適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行し、第一条の改正規定は、昭和三十一年十月一日から適用する。

何とぞ御賛成下さいませうようお願いいたします。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十一分散会

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君
農林大臣 周東 英雄君
通商産業大臣 椎名悦三郎君
出席府政務委員 藤枝 泉介君
總理府政務長官 江藤 智君
經濟企画政務次官 古川 丈吉君
法務政務次官 大久保武雄君
大蔵政務次官

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十七日、本院は日本銀行政策委員会委員に千金良宗三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は公共企業体等労働委員会委員に兼子一君、峯村光郎君、阪田泰二君、石川吉右衛門君及び飼手眞吾君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は社会保険審査会委員に隈部英雄君、細田徳壽君及び石井通則君を任命したことに付いて承認した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、去る十七日、清瀬議長は、池田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

警察庁刑事局長 新井 裕
警察庁保安局長 木村 行藏
警察庁警備局長 三輪 良雄
法務省刑事局長 竹内 壽平
(政府委員発令通知受領)

一、池田内閣總理大臣から清瀬議長宛、去る十七日付議長において承認した新井裕外三名を昨十九日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(議員死去)

一、さきに永年在職議員として院議表彰された京都府第一区選出議員水谷長三郎君は、去る十七日死去された。

(議席変更)

一、昨十九日、衆議院規則第十四条但書により、議長において議席を次の通り変更した。

二八四 毛利 松平君
二八五 唐澤 俊樹君
(常任委員辞任)

一、去る十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 逢澤 寛君 今松 治郎君
大森 玉木君 菅 太郎君
高田 富與君 三和 精一君
社会労働委員 倉石 忠雄君 今松 治郎君
通信委員 安宅 常彦君 岡 良一君

一、去る十七日、議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

予算委員 白井 莊一君 菅 太郎君
岡 良一君 逢澤 寛君
藤井 勝志君 安宅 常彦君
(常任委員補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 菅 太郎君 高田 富與君
三和 精一君 逢澤 寛君
今松 治郎君 大森 玉木君
社会労働委員 今松 治郎君 倉石 忠雄君
通信委員 岡 良一君 安宅 常彦君
予算委員 藤井 勝志君 逢澤 寛君
安宅 常彦君 菅 太郎君
白井 莊一君 岡 良一君
(常任委員死去)

一、去る十七日、決算委員水谷長三郎君は死去された。

(特別委員辞任)

一、去る十七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員 岡 良一君 中村 英男君
前田榮之助君 三鍋 義三君
一、昨十九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員 有馬 英治君 金子 一平君
櫻内 義雄君 永山 忠則君
渡邊 良夫君
(特別委員補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員 東海林 稔君 芳賀 貢君
淡谷 悠蔵君 長谷川 保君

一、去る十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

一、去る十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

(議案提出)

一、去る十七日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員に付託された。

自衛隊法の一部を改正する法律案
一、今二十日委員長から提出した議案は次の通りである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
一、今二十日内閣から提出した議案は次の通りである。

四国地方開発促進法の一部を改正する法律案
(議案受領)

一、去る十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国民年金法中福祉年金の特別の支給に係る規定を除きその他の規定の施行の延期等に関する法律案
(議案付託)

一、去る十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)
自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)
以上四件 内閣委員会 付託

一、去る十七日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員に付託された。

国民年金法中福祉年金の特別の支給に係る規定を除きその他の規定の施行の延期等に関する法律案(村尾重雄君外一名提出、参法第一号)(予)

社会労働委員会 付託
一、昨十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

街燈整備促進法(川村總義君外十八名提出、衆法第四号)
建設委員会 付託
一、今二十日委員会に付託された議案は次の通りである。

四国地方開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
国土総合開発特別委員会 付託
(議案送付)

一、去る十七日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

中国地方開発促進法
北陸地方開発促進法
一、去る十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十五年一般会計予算補正(第一号)
昭和三十五年特別会計予算補正(特第一号)
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案

昭和三十五年十二月二十日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

昭和三十五年十二月二十日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

海外経済協力基金法案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案

一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(石橋政嗣君外十名提出)

一、昨十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

街燈整備促進法案(川村継義君外十八名提出)

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三三